定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十四日

東京都豊島区東池袋四丁目一四番二号

株式会社エムシープラス

代表取締役　竹内　真

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十四日

愛知県高浜市田戸町六丁目六番地三〇

碧海冷蔵製氷株式会社

代表取締役　山田　克己

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年四月十七日までに当社にご提出ください。

平成二十四年三月十四日

東京都新宿区市谷本村町三番一九号

株式会社潮建築設計事務所

代表取締役　小川　紳二

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年四月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年三月十四日

愛知県高浜市田戸町六丁目六番地三〇

碧海冷蔵製氷株式会社

代表取締役　山田　克己

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である渡部博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

シーガル・ホールディング・リミテッド

日本における代表者　渡部　博

限定承認公告

本籍横浜市旭区善部町一三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大山　四男

右被相続人は平成二十一年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十四日

神奈川県大和市つきみ野五丁目四番地四ルイシャトルつきみ野ルナカーサ一〇四号

限定承認者大山冨貴子

法定代理人成年後見人　大山　伸吾

横浜市中区相生町一丁目三番地モアグランド関内ビル五階横浜あかり法律事務所

右代理人弁護士　佐賀　悦子

同弁護士　宇野真由美

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の施行により、当社の資産流動化計画「五　資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項　3　各借入れに関する事項　（1）借入実行日及び借入金額」のうち、平成二十五年以降の特定借入れ以外の各借入れに係る借入金額が、当社の資産流動化計画「五　資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項　3　各借入れに関する事項　（3）借入条件（弁済期及び弁済方法に関することを含む。）⑤」に基づき変更されます。これにより、当社の資産流動化計画「五　資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項　3　各借入れに関する事項　（1）借入実行日及び借入金額」末尾記載の「但し、下記五3（3）⑤が適用される場合の借入金額は未定である。」との部分が確定しましたので、公告いたします。

平成二十四年三月十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

日本生命2009基金特定目的会社

取締役　内山隆太郎

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の施行により、当社の資産流動化計画「五　資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項　3　各借入れに関する事項　（1）借入実行日及び借入金額」のうち、平成二十五年以降の特定借入れ以外の各借入れに係る借入金額が、当社の資産流動化計画「五　資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項　3　各借入れに関する事項　（3）借入条件（弁済期及び弁済方法に関することを含む。）⑤」に基づき変更されます。これにより、当社の資産流動化計画「五　資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項　3　各借入れに関する事項　（1）借入実行日及び借入金額」末尾記載の「但し、下記五3（3）⑤が適用される場合の借入金額は未定である。」との部分が確定しましたので、当社は、平成二十四年三月七日の取締役の決定により、資産流動化に関する法律第一五一条第三項第三号及び資産流動化に関する法律施行規則第七十九条第二項第二号に従い、資産流動化計画の変更を行いましたので公告いたします。

平成二十四年三月十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

日本生命2010基金特定目的会社

取締役　内山隆太郎

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の施行により、当社の資産流動化計画「五　資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項　3　各借入れに関する事項　（1）借入実行日及び借入金額」のうち、平成二十五年以降の特定借入れ以外の各借入れに係る借入金額が、当社の資産流動化計画「五　資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項　3　各借入れに関する事項　（3）借入条件（弁済期及び弁済方法に関することを含む。）⑤」に基づき変更されます。これにより、当社の資産流動化計画「五　資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項　3　各借入れに関する事項　（1）借入実行日及び借入金額」末尾記載の「但し、下記五3（3）⑤が適用される場合の借入金額は未定である。」との部分が確定しましたので、当社は、平成二十四年三月七日の取締役の決定により、資産流動化に関する法律第一五一条第三項第三号及び資産流動化に関する法律施行規則第七十九条第二項第二号に従い、資産流動化計画の変更を行いましたので公告いたします。

平成二十四年三月十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

日本生命2011基金特定目的会社

取締役　内山隆太郎

取消公告

平成二十四年二月二十七日（号外第四十三号）掲載の株式会社ジェーティービーフォトに係る第二十九期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十四年三月十四日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
三四	九	末尾から一番目	平成二十四年二月六日法務省告示第四十一号（日本国に帰化を許可する件）	平成二十四年三月二日叙位・叙勲欄中（原稿誤り）
三四	九	末尾から一番目	三島　一郎	三島　保

九ページ四段終りから二〇行目から六行目までは次のとおりの誤り。

従五位に叙する（各通）	岩倉　茂人	大塚　正勇
	椎名　馨	大和　肇
正六位に叙する（各通）	伊藤　博之	小川　謙
	清家　典利	田嶋　成義
従六位に叙する（各通）	三島　一郎	吉田　保
	福里　三郎	山本　明
正七位に叙する（各通）		高原　實男
従七位に叙する（以上一月二十四日）		木部　潔
正五位に叙する（各通）		

木村　友春	長谷川忠良	村山　富美	
木村　泰史			
小島　弘平			
中村　文男			

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十三日付特第八号二ページ　調達第五〇号一六ページ

ージ●同月十四日付第五七号九六ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）